

1 2024
January

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

日	月	火	水	木	金	土
	1 赤口 元日	2 先勝	3 友引	4 先負 外国人雇用状況届出書 (前年11月分) 健康保険・厚生年金保険の保険料納付 (前年11月分)	5 仏滅	6 大安
7 赤口	8 先勝 成人の日	9 友引	10 先負 前年12月分の源泉所得税等の納付 雇用保険被保険者資格取得届の提出 (前年12月雇入分)	11 赤口	12 先勝	13 友引
14 先負	15 仏滅	16 大安	17 赤口	18 先勝	19 友引	20 先負
21 仏滅	22 大安 源泉所得税の納期特例分の納付	23 赤口	24 先勝	25 友引	26 先負	27 仏滅
28 大安	29 赤口	30 先勝	31 友引 労働保険概算保険料分割納付第3期分の納付 労働者死傷病報告 (休業4日未満)の提出 (前年10月~12月分) 外国人雇用状況届出書 (前年12月分) 健康保険・厚生年金保険の保険料納付 (前年12月分)	2024 2 日 月 火 水 木 金 土 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29		

1 総務・経理のお仕事カレンダー 1月の税務と労務



税務

- 前年12月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付
→1月10日(水)まで
- 前年7月~12月分の源泉所得税の納期の特例分の納付 **Check!**
★常時10人未満の事業所は届出により前6か月分を7月10日と1月20日までに納付することができます。
→1月22日(月)まで
- 11月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)
★届出により申告期限の延長特例あり(特例利用の場合は見込納付、消費税は法人税の延長とセットで)。
→決算当日(月末決算では1月31日(水))まで
- 5月決算法人の中間申告と納付(法人税・消費税など)
→決算当日(月末決算では1月31日(水))まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち2月・5月・8月決算法人の中間申告と納付
→決算当日(月末決算では1月31日(水))まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が4,800万円超の法人)のうち10月・11月決算法人(申告期限延長の場合は9月・10月・11月決算法人)を除く法人の中間申告と納付
→決算当日(月末決算では1月31日(水))まで
- 固定資産税の償却資産に関する申告 →1月31日(水)まで
- 給与所得の源泉徴収票の交付 →1月31日(水)まで
- 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表等の提出 →1月31日(水)まで
- 給与支払報告書の提出 →1月31日(水)まで
- 給与所得者の扶養控除等申告書の受理
→本年最初の給与の支払を受ける日の前日まで

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(前年12月雇入分)
→1月10日(水)まで

- 労働保険概算保険料分割納付第3期分の納付 **Check!**
★納付すべき概算保険料が原則40万円以上では3回に分割納付可能。
→1月31日(水)まで
- 労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満、前年10月~12月分)
→1月31日(水)まで
- 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の前年12月雇入・離職分)
→1月31日(水)まで
- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(前年12月分)
→1月31日(水)まで
- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、原則その翌日が納付期限等の日となります。

Column

職場つみたてNISA

従業員の福利厚生の一環で職場つみたてNISAを導入する企業が増加しています。令和5年度税制改正により令和6年1月からNISA制度が拡充され、職場つみたてNISA制度の導入が一層増加する可能性があるため、税務・労務上の注意点を記載します。

【税務上の注意点】

職場つみたてNISAを推進するため、職場つみたてNISAを利用する従業員に対し福利厚生の一環として奨励金を給付する場合があります。当該奨励金は会計上、福利厚生費など給与等以外の科目で費用計上していたとしても、税務上は給与等に該当するので注意が必要です。

【労務上の注意点】

職場つみたてNISAとは、事業主等がNISA取扱業者と職場つみたてNISAに関する契約を締結し、利用者は、NISA取扱業者にNISA口座を開設し、上場株式・投資信託等の有価証券に投資をする制度です。投資資金の拠出方法には、給与等からの天引きの方法のほか、利用者自身の口座からの引落しの方法もあります。

この職場つみたてNISAの導入に併せて給与計算ソフトのマスタ変更(給与引落し)や福利厚生規程等の変更が必要となる場合がありますので、注意が必要です。



令和5年10月
から始まった!

インボイス制度のポイント

税理士 金井恵美子

免税事業者となるための登録の取消し

小規模事業者の方の中には、インボイス発行事業者の登録を行ったけれど、免税事業者に戻りたいと考える方がおられるのではないのでしょうか。今月は、登録の取消しの手続きについて解説します。

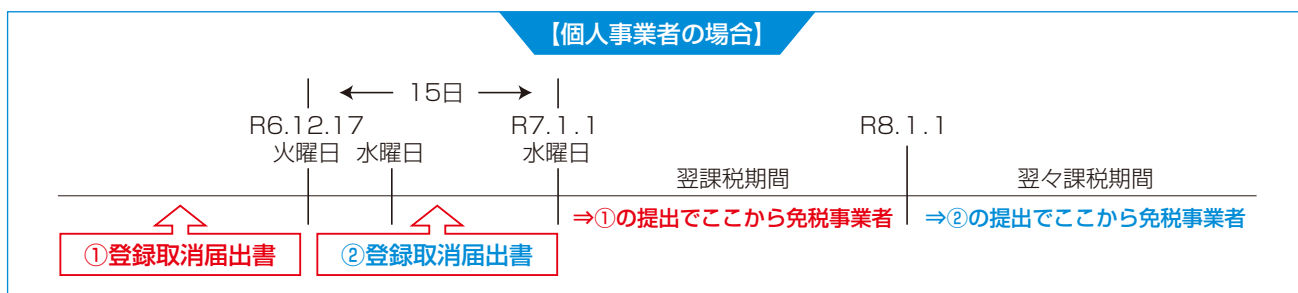
1 免税事業者となるための登録の取消し

インボイス発行事業者の登録は課税事業者でなければならず、インボイス発行事業者に事業者免税点制度は適用されません。したがって、インボイス発行事業者は、基準期間における課税売上高が1,000万円以下となっても、「登録取消届出書」を提出しない限り、免税事業者となることはできません。

2 登録取消届出書の提出

登録取消届出書は、免税事業者になりたい課税期間の初日から起算して15日前の日までに提出してください。

「15日前の日」は、「2週前の日の前日」です。取消しを希望する課税期間の初日が水曜日であれば、2週前の火曜日になります。課税期間の途中でインボイス発行事業者の登録をやめることはできません。



①令和6年12月17日までに提出すると、翌課税期間の初日（令和7年1月1日）に登録が失効し、令和7年から免税事業者となります。

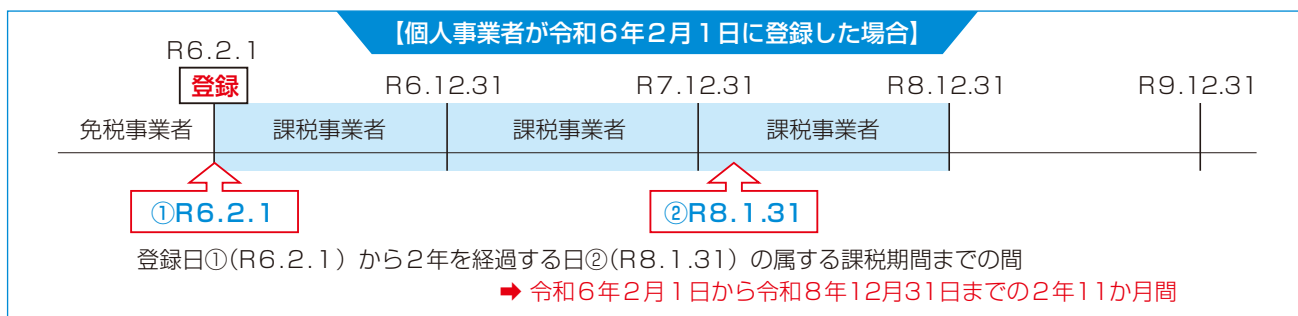
②令和6年12月18日から令和7年12月17日までの間に提出すると、翌々課税期間の初日（令和8年1月1日）に登録が失効し、令和8年から免税事業者となります。

なお、登録取消届出書を提出するべき日が休日である場合は、その前日までに提出する必要があります。

3 令和6年以後に登録した場合に継続して課税事業者となる取扱い

免税事業者が、令和5年10月1日の属する課税期間の翌課税期間（個人事業者であれば令和6年）以後に登録した場合は、登録日から2年を経過する日の属する課税期間までの間は、継続して課税事業者として申告するものとされています。

令和5年10月1日の属する課税期間に登録した場合は、この取扱いはありません。



この場合、令和8年1月31日までに課税期間を1か月に短縮する「課税期間特例選択届出書」を提出すれば、継続して課税事業者となる期間は令和8年1月31日までとなります。

ただし、課税期間を短縮する特例の適用を受ける課税期間には、2割特例の適用はありません。

4 公表サイトによる公表

公表サイトでは、過去に行われた取引についても取引時点での取引先の登録状況を確認できるよう、登録の取消しや失効があった場合でも、取消し等の後7年間は、取消・失効年月日とともに公表サイトに掲載されます。

取消し等の日から7年経過後に、公表サイトから削除されます。